

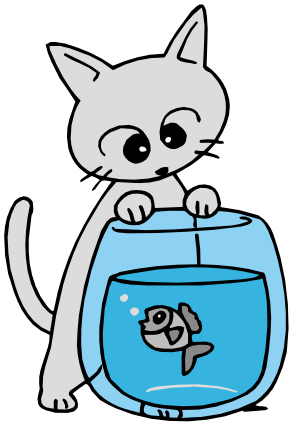
ペットの飼い主を守ってほしい5か条

動物を飼うことは、動物の命を預かることです。動物が快適・健康に暮らせるようにするとともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。人と動物がともに生きていける社会の実現には、飼い主のモラルとマナーが必要です。

① 動物の習性等を正しく理解し、最後まで責任をもって飼うこと

動物はそれぞれその種類に応じた生態、習性、生理を持つ、人とは違う生き物です。飼い始める前から正しい飼い方などの知識をもち、飼い始めたら、動物種に応じた適切な飼い方をして健康・安全に気を配り、最後まで責任をもって飼いましょう。なお、野生動物を飼う場合は、十分な注意が必要です。

また、動物を虐待したり捨てることは犯罪です。違反すると、懲役や罰金に処されます。



② 危害や迷惑の発生を防止すること

糞尿や毛、羽毛などで近隣の生活環境を悪化させたり、公共の場所を汚さないようにしましょう。また、動物の種類に応じてしつけや訓練をして、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけることのないようにしましょう。

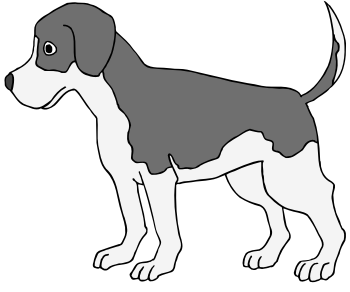
● 犬の飼い方

★フンの後始末をしましょう

散歩中のフンは飼主が必ず持ち帰りましょう。これは最低限のマナーです。また、散歩中に排泄する習慣はしつけによって変えられます。

★放し飼いはやめましょう

犬の放し飼いは、法律で禁止され



ています。必ず首輪をつけてつないでおき、散歩の際もリード・引き綱をつけて放さないようにしましょう。



● 猫の飼い方

猫は、つないでおく義務はありませんが、近所の迷惑にならないよう屋内飼育、自宅敷地内飼育に努めましょう。

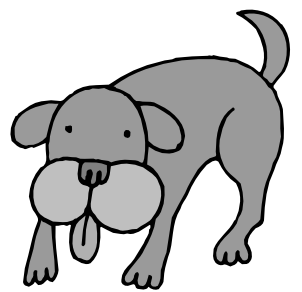
③ むやみに繁殖させないこと

動物をむやみに繁殖させて数が増えると、一匹一匹を適正に飼えなくなる場合があります。動物にかける手間、時間、空間には限りがあります。きちんと管理できる数を超えることのないようにしましょう。また、毎年何万頭もの子犬や子猫が殺処分されています。生まれる全ての命に責任が持たないのであれば、不妊去勢手術などの繁殖制限措置を

行いましょう。

野良犬や猫への無責任な

エサやりは、不幸な命が増える原因となります。飼わない場合は、安易にエサを与えないようにしましょう。



④ 動物による感染症の知識をもつこと

動物と人の双方に感染する病気（動物由来感染症）について、正しい知識を持ち、自分や他の人への感染を防ぎましょう。

⑤ 所有者を明らかにすること

盗難や迷子を防ぐためにも、飼っている動物が自分のものであることを示す、名札、足環などの標識をつけましょう。犬の場合は、「犬鑑札」と「狂犬病予防注射済票」を首輪につけましょう。

▼問い合わせ先

栃木県動物愛護指導センター

☎ 028-(684)5458

住民生活課 生活環境係

☎ 9131